

利用者のために

1. 基準時

昭和60年を基準年とする。

2. 対象範囲

日本標準産業分類による鉱業、製造業及び公益事業（電力、都市ガス）を対象としている。

3. 採用品目

採用品目は指数の代表性をよくするため、基準時における付加価値額が大きいものからとった。品目数は98で、公益事業2、鉱業1、製造業95である。（詳細については、巻末の一覧表参照）

採用品目の数量は、本県で行っている青森県工業動態統計調査、通商産業省で行っている生産動態統計調査、東北通商産業局、東北電力(株)青森支店、東北運輸局、青森県生コンクリート工業組合、東北農政局青森統計情報事務所、青森酒造組合連合会等から求めている。

4. ウェイト

昭和60年県内鉱工業の付加価値額〔生産額－(原材料費＋減価償却費＋内国消費税)〕より算出し、鉱工業の総合ウェイトを10,000.0とした。また、業種内の採用品目のウェイトは、合計が業種ウェイトに一致するよう採用品目の額に応じてふくらました、いわゆるふくらましウェイトである。（詳細については、巻末の一覧表参照）

5. 算式

採用品目の個別指数を基準時のウェイトで加重算術平均する基準時固定加重算術平均法、いわゆるラスパイレズ法を使用した。

$$\text{個別指数} = \frac{\text{比較時生産量}}{\text{基準時生産量}} \times 100$$
$$\text{総合指数} = \frac{\left\{ \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right\} \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

6. 季節調整

毎月の変動は、景気の動向とは関係のない季節的変動が大きな割合を占めるため景気の実勢をみるためには、これを取り除く必要がある。このため季節的変動を表す季節指数を作成して、これで原指数を除いて季節調整済指数を算定しているが、本県では、通商産業省が開発したMITI法ⅢRを使用している。